

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改正案	現行
<p>（投資信託委託業等の認可申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 主要株主（法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号及び第十九条の二において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>七～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（主要株主の届出の手續等）</p> <p>第十九条の二（略）</p> <p>2 法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有することとなった日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らず又は困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以</p>	<p>（投資信託委託業等の認可申請書の添付書類）</p> <p>第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 主要株主（法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号及び第十九条の二第四項において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>七～十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（主要株主の届出の手續等）</p> <p>第十九条の二（略）</p> <p>2 法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知らず又は困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証</p>

<p>下この項において、「有価証券報告書等」という。( )に記載された総株主又は総出資者の議決権の数(有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数)とすることができる。</p> <p>3 法第十条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人(第五項の委託を行った法人を除く)である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面</p>	<p>券報告書等」という。( )に記載された総株主又は総出資者の議決権の数(有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数)とすることができる。</p> <p>3 法第十条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 投資信託委託業者の主要株主であつて被支配会社(令第十四条の二第一項第三号に規定する被支配会社をいい、同条第四項の規定により被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ)を有する者が、当該主要株主の被支配会社であつてみなし主要株主(その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被支配会社を有しないものであつて、共同保有者(令第十四条の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。)を有しないものに限る。)であるものの委託を受けて、当該委託を行った被支配会社に係る対象議決権保有届出書を提出する場合には、一の対象議決権保有届出書に、当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る事項を併せて記載し、提出することができる。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>6 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であつて、投資信託委託業者の対象議決権のうち、法第九条第五項(第一号を除く。</p>	<p>(新設)</p>

<p>7   ( )の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを保有しない者をいう。</p> <p>8   第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出したものとみなす。</p> <p>9   第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支配会社に係る法第十条の四第二項に規定する法第九条第二項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面は、第五項の規定により提出を行う者が作成するものとする。</p> <p>9   (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5   (略)</p>
---	--